

はじめに

奈良国立博物館長 松本伸之

毎秋、奈良国立博物館で開催される正倉院展は、昭和二年（一九四六）に第一回が開催されて以来、令和元年（二〇一九）で第七一回を迎える。正倉院宝物を間近に見ることがができる貴重な機会として、近年では一七日間ほどの会期中に二〇万人を超える多数の人々が来館し、おおいに人気を博している。

今日、正倉院宝物として知られる文化財の一群は、調度品、文房具、遊戯具、武器・武具、楽器、装束・衣服、装身具、収納具、飲食器、仏具、香具、行軍用具などの美術工芸品をはじめ、古写経や典籍ないし古文書、工具類、薬剤、鋳物・貴石や布ほかの原材料類など、じつに多岐の種類にわたり、総計が九〇〇〇件余りにのぼるといふ、質量ともに抜きん出た宝物群である。

正倉院展で毎回展示される宝物は、それらのほんの一部であり、未だ公開されたことのない宝物も相当数にのぼるが、正倉院展が多大な人気を集めているのは、千年以上の歳月を経ながらなお鮮やかな色彩や卓越した造形を保ち、現在では類品をほとんど見ないといった稀少性などに注目が集まるためであろう。また、『国家珍宝帳』を筆頭に、主要な宝物の目録がそのまま伝存し、実物と文献資料とを照合することができるという、学術的にも稀有な遺品群であるのもその重要性を高めていよう。長大な年月にわたって人々の手によって守り伝えられてきた伝世品であるといった無類の価値も加わ

り、現在では世界的な至宝として広く認知されるに至っている。

一方、正倉院宝物には、製作年代や製作地、製作者、材質・技法、製作の経緯や由緒、歴史的な意義や位置づけなど、明確な解答に至らない要素が多いのも事実である。こうした問題に対しては、正倉院宝物の管理および保存・修理等に当たっている宮内庁正倉院事務所が中心となって、鋭意、調査研究を進め、年々、着実な成果を上げてきており、今後も残された課題の解明に向け、継続的な取り組みが期待される。

奈良国立博物館は、正倉院宝物に関する最新の学術的な成果を周知することを目的として、平成一七年（二〇〇五）から毎年、「正倉院学術シンポジウム」を開催してきた。これまでに、その第一回から第三回まで、および第四回から第六回までの内容を取りまとめ、それぞれ『正倉院宝物に学ぶ』、『正倉院宝物に学ぶ2』として刊行してきたが、このほど第三冊目として、第七回から第九回までの内容を盛り込んだ第三弾を発刊する運びとなった。各回のシンポジウム開催時からいささか年月を隔てたものではあるが、第一線級の研究者たちによる意欲的かつ知見に富んだ考察が展開されており、正倉院宝物を巡る問題を解き明かしていく上で大いに参考となるはずである。正倉院宝物の意義や価値をより深く理解していただき、宝物の保存や調査研究を推進するための一助となれば幸いである。

シンポジウムの開催並びに本書の刊行にあたり、多大なご協力をいただいた宮内庁正倉院事務所をはじめ、関係各位に対し、深甚の謝意を表する次第である。

正倉院宝物に学ぶ3※目次

はじめに……………松本伸之……………i

第I部 正倉院宝物のはじまりと国家珍宝帳 正倉院学術シンポジウム2011

国家珍宝帳と除物……………杉本一樹……………iii

『東大寺献物帳』の書法……………魚住和晃……………iv

献物帳とその時代……………渡辺晃宏……………v

宝物献納と布施行……………稲本泰生……………vi

パネルディスプレイカッション「正倉院宝物のはじまりと国家珍宝帳」……………vii

「コラム」寄進」と「解剣」（戸田 聡）……………viii

第II部 壬申検査と正倉院の近代 正倉院学術シンポジウム2012

明治初期の文化財保護と正倉院……………高橋隆博……………ix

明治時代の正倉院宝物——壬申検査それからの宝物調査……………西川明彦……………x

東京国立博物館所蔵の蜷川式胤関係資料……………	惠美千鶴子……………	一六
東京美術学校収集・製作の正倉院宝物模本について……………	原瑛莉子……………	一八
パネルデイスカッション「壬申検査と正倉院の近代」……………	……………	二〇
「コラム」金銀平脱皮箱模造(清水 健)……………	……………	三五
第三部 鑑真和上と正倉院宝物	正倉院学術シンポジウム2013	
鑑真和上坐像について		
——平成お身代わり像制作で得られた新知見——……………	木下成通……………	三九
正倉院宝物の僧衣について……………	田中陽子……………	四〇
唐招提寺金堂と正倉院宝物にみる彩色文様……………	大山明彦……………	二五
鑑真和上の書状……………	西山 厚……………	二九
パネルデイスカッション「鑑真和上と正倉院宝物」……………	……………	三〇
あとがき……………	……………	三六
正倉院学術シンポジウム開催一覧……………	……………	三七

正倉院年表	三二
口絵解説	三七
用語解説	三四

『国家珍宝帳』と除物

杉本一樹

『国家珍宝帳』の書誌と概要

正倉院宝物のなかに、『国家珍宝帳』こつかちんぼうちようをはじめとする五巻の献物帳けんもつちようがあることはよく知られている。以下、筆頭の『国家珍宝帳』に代表させて論を進めるが、かつて私は、平成一八年秋の正倉院学術シンポジウム2006で、『国家珍宝帳』について」と題して発表を行ない、成文化したものが『正倉院宝物に学ぶ』（思文閣出版、二〇〇八年）に収録されている。そこで重複をなるべく避けて即物的に述べれば、次のような説明となるだろう。

【名称】 天平勝宝八歳（七五六）六月二二日献物帳（国家珍宝帳。北倉一五八の二巻のうち）

【品質形状等】 紙本墨書、卷子装かんす一軸。縦二五・九センチメートル、全長一四七四センチメートル。

緑色紙の原標、白檀撥びやくたん型軸端ぼちがたの原軸。外題は「東大寺献物帳」。本紙一八張。縦横の墨界（界高二二・

【内容】 聖武帝の七七忌にあたって、天皇遺愛の品をはじめとする宝物六百数十点を東大寺盧舎那仏るしやなぶつに奉獻したさいの目録。巻首に「奉為 太上天皇捨国家珍宝等入東大寺願文」と題する光明皇后御製の願文がんもんを置き、次いで獻納宝物の詳細なりストを連ね、最後にもう一度奉獻の趣旨を繰り返す。

中間のリスト部分は、「御袈裟合玖（九）領」から「御床二張」にいたる。この部分は、品名・数量を見出しとして、法量・材質・技法などの注記を加え、由緒について述べるべきことがあれば、その品の記述の末尾に記す、という構成をとる（図1・2・3）。

（品目の内容構成）

① 御袈裟（9）

② 厨子（赤漆文櫨木厨子）と納物：天皇・皇后の御書（4）、聖武天皇・光明皇后の相贈信幣之物、書法（王羲之、20）、小刀、御帶とそれに付属する御刀子・御袋（帯3条分）、笏（3）、尺（6）、竿子（100）、犀角杯（2）、双六頭（16具1隻、未造了2具）、双六子（169）、貝玦（12）、犀角奩（念珠7を納める）、唐刀子（2）、百索縷、尺八（4）

③ 赤漆櫨木厨子と納物：犀角（1具と3枚）、白石鎮子（16）、銀平脱合子（4。碁子を納める）

④ 楽器：倭琴（2）、琴（2）、琵琶（2）、五絃琵琶、阮咸、箏、瑟、簫、笙、竽、横笛、尺八、新羅琴（2）

パネルディスカッション 「正倉院宝物のはじまりと国家珍宝帳」

杉本一樹

魚住和晃

渡辺晃宏

稲本泰生

司会 戸田 聡

司会者 それでは、パネルディスカッションに入らせていただきます。研究発表された四人の先生方にご登壇いただいております。皆さん、どうかよろしくお願いたします。

まず、ご発表のおさらいの意味も込めて、お一人ずつお尋ねしたいと思います。杉本さんは、ほんの陰宝剣・陽宝剣についてはあまりお話しにならなかったのですけれども、今年お出しになった『正倉院 あせくら通信』（淡交社）という本では、天平勝宝八歳（七五六）の年の除物に関しては、主な行き先は法華寺であろうと考えていたのが、陰宝剣・陽宝剣の確認によって東大寺であると主に考えたというふうに付記をされました。それから、東大寺ミュージアムが一〇月一〇日にオープンしましたが、その図録では東大寺とともに法華寺の土壘つちいに関してもかなり行を割いてお書きになりました。陰宝剣・陽宝剣の確認によって多少揺れ動いた面もありかと思うのですが、そのあたり、ちょっと

お話しいただけますでしょうか。

杉本 おっしゃるとおりで、昨年からいろいろなところでお話をしたり書いたりしていますが、しゃべったことと、それから書いて出版するもの、その間にもタイムラグがありますので、まとめてみるとぶれまくりでございます。

基本的な考え方としては、間違ったものは後で直せばいいということで、グレーな部分については最大このこの幅には収まるだろうという考えをとりあえず出しておこうということです。一つには、金堂鎮壇具については新たに何が分かったかという点、掘ると何か出てくるかもしれないということが明らかになったわけです。その帰趨きすうを見極めるとともに、いま出ている材料を冷静にまとめて、それに対比させるかたちで、既知の主に紙の文献の史料とをトータルに考えていく中でいろいろな可能性が出てくると思います。

司会者 多少中身もお話しいただきたいのですけれども、たとえば今年出陳の『出蔵帳』しゅつぞうちやう（北倉一六九）でいいますと二通あつて同じ日付で出されておりますが、あの二通、今は一続きになっておりますが、だいぶ紙の色も違うようですし、扱いや行き先等も違うのかどうか、その辺りはいかがでしょう。

杉本 あれは、よくよく見ているとなかなかおもしろいもので、結論だけ申しますと、一二月刊行の分（編注・GBS実行委員会編『論集 光明皇后——奈良時代の福祉と文化——』グレイトブッダ・シンポ

ジウム論集九、法蔵館、平成二三年(二月)に出ているかと思うのですが、あの紙はもともとは一つは赤漆文欄木御厨子(北倉二)の中に置かれた封箱と犀角奩のことですね。大刀のほうはどこに置かれたか分からないのですが、いわゆる留守番札といいますが、本来そこにあつてしかるべきものがその場所がない理由というかたちで、最終的には蔵の中の一つの厨子の中に置かれた時期があつたのではないかと思ひます。

一方、劍の文書のほうはどういうところに置かれたか分からないと今申しましたが、往來軸と稱する軸がついて、そちらに「御劍出」、御劍を取り出すと書いてありますから、そちらのほうはまたそういうかたちで、出納といいますが、蔵の物の出入りがあるという記録をまとめてあるほかの場所に置かれたかと思ひます。ですから今のかたちに継がれた時期もちよつと分からないのです。これは古いかもしれないし新しいかも分からないということであります。そして、また劍のほうについていうと、封箱、犀角奩以上に、発見された陰宝劍・陽宝劍はかなり堅いと思ひますが、それと『国家珍宝帳』(北倉一五八)の記載の除物のものと『出蔵帳』の記載と合わないところがあります。そこら辺も議論になってくると思ひます。

その一連の資料を読んでききますと、やはり猷納された中から取り出された数というのは五ではなく四振りと見るのが正しいと思ひます。これは先ほどちよつとご紹介した延暦の曝涼帳(延暦六年六月二十六日曝涼使解)北倉一六二でも、残つた数が九六という数字が出ていますので、そういうこ

あとがき

個人的な話で恐縮であるが、奈良国立博物館に勤務して二十四年が過ぎた。その間の正倉院研究の進展は目を見張るものがある。まず、光学調査や年輪年代測定に代表される科学調査の成果がある。かつては目視で判断せざるをえなかった染料などの材料が判明し、また宝庫に使用されている木材の伐採年が明らかとなった。一方、従来から行われている文献研究も深みを増し、献物帳や正倉院文書の研究、あるいは聖語藏経巻の研究も新たな時代に入った。さらに、中国や韓国における発掘調査が進み、正倉院研究に資する報告が多数届いている。

このような研究成果に研究者たちは興奮しても、世の関心を惹くことは少ない。しかし、実は正倉院展の出陳宝物リストは、研究成果の発表に配慮することが多い。展示会場のパネルや図録で研究成果を紹介し、周知されるように努めている。さらに、気鋭の研究者が自らの言葉で話す場として、正倉院学術シンポジウムを開催している。その意味で、シンポジウムの記録である『正倉院宝物に学ぶ』は、研究の最前線を研究者が熱く語った記録として、類書にはない迫力を有している。

本書が正倉院宝物の魅力に触れ、正倉院展を楽しむ一助となれば、望外の幸せである。

令和元年十月

奈良国立博物館学芸部長 内藤 栄

用語解説

藍あゐ

中国南部またはインドシナ半島原産のタデ科の一年草であるアイの葉や茎から取れる青色系の植物性染料。わが国には中国・朝鮮半島を経て、飛鳥時代には伝わっていたようである。奈良時代には国内で栽培され、布帛ふはくを染めるのに用いられた。

県あがたのいぬかひのなるまのみちらよ
大養おほやしやう 橘たちばな 三千代

藤原不比等の妻、光明皇后の母。従四位下。県大養宿称東人の女。はじめ敏達天皇の曾孫・美努王に嫁し、橘諸兄、橘佐為、牟漏女王を生んだが、後に不比等と再婚した。仏教に深く帰依し、光

明皇后に大きな影響を与えたとされる。奈良・法隆寺に伝わる伝橘夫人念持仏厨子（国宝）は三千代の念持仏であったと伝えられる。天平五年（七三三）に歿すると従一位を贈られ、天平宝字四年（七六〇）には正一位と大夫人の称号を追贈された。？
七三三。

麻あさ

大麻、苧麻などの総称。また、これらの原料から作られた繊維。わが国では古代より盛んに生産され、奈良時代には調布として納められた。

絶あしきぎ

国産の平織の絹織物。当時は糸質が粗く糸の太いものを絶と称し、糸質の細かいものは絹と呼ばれたらしいが、必ずしも粗悪な絹を意味する語ではないことが遺例からわかる。宝庫の絶は諸国から税として納められたものである。

■ 図版撮影・提供 ■

宮内庁正倉院事務所／公益財団法人美術院／東京国立博物館
／奈良国立博物館／奈良文化財研究所

■ 編集 ■

清水健（奈良国立博物館学芸部工芸考古室長）

しょうそういんほうもつ まな
正倉院宝物に学ぶ3

2019(令和元)年10月25日発行

編者 奈良国立博物館

発行者 田中 大

発行所 株式会社 思文閣出版

〒605-0089 京都市東山区元町355

電話 075-533-6860(代表)

印刷 株式会社 図書印刷 同朋舎
製本

© Printed in Japan ISBN978-4-7842-1905-6 C1070

本書の無断複製複写（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています